

○厚生労働省令第六十六号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第五条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年四月二十二日

厚生労働大臣 長妻 昭

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「特定建築物維持管理権原者」という。）の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務

所の所在地及び代表者の氏名)

第一条第二項中「前項第八号」を「前項第九号」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項若しくは第二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該変更が前項各号の権原を有する者の変更を伴うときは、当該変更後の当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項（前項の規定により読み替える場合を含む。）の届書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 特定建築物の所有者以外に特定建築物維持管理権原者がある場合（次号に掲げる場合を除く。） 当

該特定建築物維持管理権原者が当該特定建築物の維持管理について権原を有することを証する書類

二 特定建築物の所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者がある場合 当該者が当該特定建築物について当該権原を有することを証する書類

第四条の三第一項中「特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有

するもの（次項において「特定建築物維持管理権原者」という。）を「特定建築物維持管理権原者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、この省令の施行の日から起算して一年以内、この省令による改正後の建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第一条第一項第六号に掲げる事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）に届け出なければならない。この場合において、新規則第一条第三項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書類を添付しなければならない。